

障害児通所支援事業所 代表者 様

水戸障害福祉課長

児童発達支援及び放課後等デイサービスに係るガイドラインに基づいた
自己評価等について（通知）

本市の障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業においては、自己評価結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）の公表について、おおむね1年に1回以上インターネット等で公表することが義務付けられています。

つきましては、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 (1) 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙）
(2) 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別表1）
(3) 自己評価結果等の公表に係る届出書
- 2 提出方法 郵送又は窓口でご提出ください。
【提出先】
〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市福祉部障害福祉課認定係
- 3 提出期限 令和3年4月15日（木）必着
- 4 留意事項
 - ・令和2年4月2日以降に指定を受けた事業所は、報告の必要はありません。
ただし、次年度の報告に向けて、公表につきましては適切にご対応願います。
 - ・自己評価結果等の公表が未実施の場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算が適用されます。
 - ・実地指導等において、評価の取組状況を確認します。

【水戸市ホームページ】

ホーム>健康と福祉>障害者福祉>事業者向けお知らせ

>【障害児通所支援】自己評価結果等の公表に係る届出書の提出について

URL：<https://www.city.mito.lg.jp/001245/shougaishafukushi/jigyousha/p023383.html>

〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市福祉部障害福祉課認定係
担当 池田・柳内
TEL 029-350-8084
FAX 029-221-4447